

ペットの安楽死における倫理的問題

鶴田 尚美

1. はじめに——日本および欧米の現状

保健所での殺処分、悪質なペットショップやブリーダーの問題、多頭飼育崩壊など、犬や猫に関わるトラブルは後を絶たない。しかしながら、この十数年の間に日本人の動物に対する態度は大きく変化した。動物たちを「たかが犬や猫」ではなく家族の一員と見なし、人間の家族と等しく彼らの生の質や健康に気を配る人々も増えてきている。

このような態度の変化に伴って日本の獣医学も大きく進歩した。当然ながら、それに伴ってペット⁽¹⁾（以下、動物と表記する）の平均的な寿命は著しく延び、20年以上生きる個体も珍しくはなくなった。人間とまったく同じように、高齢になった動物は寝たきりになったり不治の病を患ったりする。そういう状況が増えている中で、飼い主と獣医師が時に直面せざるを得ない問題が安楽死である。

本稿では、動物が不治で死期が迫っている場合に限定した安楽死を検討したい。したがって、殺処分、動物実験における安楽死などは除外する。

2. 対象となる安楽死

アメリカでは日本よりもはるかに多くの飼い主が、自分が飼う動物の安楽死を選択しており、安楽死に対する抵抗感は薄いように思われる。たとえば2009年2月20日には、クリントン家の飼い猫ソックスが癌のため安楽死がなされた。その背景には文化や価値観、動物に対する考え方の違い⁽²⁾、獣医学の進歩や動物病院の数、ペットロスに対する理解や自助グループの多さ

(1) どこまでが「ペット」の範疇に入るかを厳密に定義することは難しい(詳細は Varner 2002 を参照されたい)。

本稿では、主にイヌ、ネコ、ウサギなど哺乳類と鳥類を前提する。

(2) 「オーストラリア、ヴィクトリア州の安楽死に関するガイドライン (Veterinary Practitioners Registration Board of Victoria, 2006) では、獣医師のすべきこととして、動物の不要な苦痛の軽減を繰り返して述べている点が目につく。重傷の動物に安楽死処置を行わないのは虐待と見なされる可能性がある、というような一文

など、多くの差異があるだろう⁽³⁾。

動物の安楽死は、高度な医療が可能となり、それまでは不可能だった救命や延命治療が可能になったことによって、当事者にとって苦しみを長引かせるだけとも思われる事態が増えてきたために問題として生じた、という点で、人間の安楽死と共通のジレンマを抱えている。しかし、人の安楽死と比較すると次のような違いがある。

- (1) 患者自身が死を望む、自発的安楽死 (voluntary euthanasia) は存在しない。老齢期、あるいは癌や腎疾患などの終末期になると衰弱し食欲廃絶となり自発的に餌を食べられなくなることはしばしばある。また、薬を飲もうとしなかったり、点滴や注射などの医療処置に抵抗したりする動物もいるだろう。飼い主の中にはそれを「もうこれ以上生きなくてもいいと言っている」というサインだと解釈する人もいるかもしれない。しかしそれはあくまでも飼い主自身の擬人的な「解釈」であり、動物自身が死を望んでいるという明確な意思表示ではない。人間の患者のような口頭や書面での事前指示もできない。本質的に、飼い主と獣医師が、外側から動物の苦しみを推測し代理決定するしかない。これが、人間の患者の安楽死と比べて、飼い主 (= 残される家族) が意思決定や安楽死の実施後に罪悪感や後悔、喪失感などを強く抱きやすい一因でもある。
- (2) 積極的安楽死 (active euthanasia) のみを意味する。大抵は致死量の鎮痛麻酔薬ペントバルビタール (Pentobarbital, pentobarbitone) の静脈注射によって行われる (Peterson 1997, pp. 100-101)。

次に、安楽死は大まかに次のように分類される (Peterson 1997, p. 19 の分類が基本だが⁵、Rollin 2006、Ross and Barton-Sorensen 2007 を加えて鶴田が整理した)。

- (1) 長期的な安楽死 (a long-term euthanasia) : 末期的疾患あるいは老齢による身体状態の悪化
- (2) 緊急の安楽死 (emergency euthanasia) : 事故による深刻な傷害を負い、非常に高額な医療費がかかる、または治療不可能
- (3) 健康な動物に行われる安楽死⁽⁴⁾ : これは二分でき、さらに長期的な場合も緊急の場合もあ

もあり、このガイドラインの内容からは、動物を致死させることよりも、動物に苦痛を感じさせることを虐待と考える思想が窺われる。[略] これに対して日本では、人が動物の命を絶つ事自体を虐待と考える傾向があるように思われる。人為的に致死させるよりも、たとえペットが苦しんだとしても自然死を選び、最後まで看取るという考え方が、日本人には受け入れられやすいのではないだろうか。」(杉田2009, p. 59)。

- (3) 安楽死の選択後に感じる飼い主の感情の差異についての日本、アメリカ、カナダの調査、またイギリス人獣医師と日本人獣医師との安楽死に対する見解の差異が杉田2009, pp. 57-58 で報告されている。また、Rollin2006 で紹介されている事例104件中、ペットの安楽死に関するものが9件あった。
- (4) Ross and Barton-Sorensen 2007, pp. 46-47 では“convenience and behavioral problem euthanasia”と呼ばれている。

る

(3-1) 解決できない行動上あるいは気質上の問題が理由となる場合

(3-2) 動物の世話を飼い主が続けられないという場合

飼い主が安楽死を考える理由は多様であるが、本稿では、「飼い主が自分の飼育している動物に対し、その苦痛や生の質に配慮して熟慮した結果、獣医師に依頼する安楽死」を検討の対象とする⁽⁵⁾。よって、健康な動物を対象とする安楽死(3)は取り上げない。この中には、利己的としか言えずとうてい倫理的に正当化できない理由も非常に多いが、飼い主自身の入院や死亡、経済状態の悪化や家族関係の変化といった不可抗力の事情もある。また、「行動上あるいは気質上の問題」には、咬み癖がある犬など人間や他人の飼い犬、所有物などに危害をあたえる恐れのある動物に対して行われる安楽死も含まれる。その中には、必ずしも人間の身勝手な理由によるものとはいえない(たとえばシェルターから救うために、咬み癖があると知りつつ犬を譲り受け、咬まないよう長期間トレーニングを続けたが治らず人間の子供を咬んだ)事例もある⁽⁶⁾。したがって、これはまた別に論じる方が適切なように思われる。

それでは、これらの理由がどのように分布しているかをアメリカの研究で見てみよう。マックロウとビュースタッドの調査(キャッチャー/ベック1983、第11章)では、オレゴン州、ワ

(5) 「ペットの安楽死反対」を主旨として掲げた欧米のサイトの目的は、捨てられたペットを収容するシェルターでの安楽死に反対することである。他方、実情としてはシェルターに収容しきれない「余剰の」動物たちに対して適切な仕方ではなされる安楽死は、世界最大手の動物愛護団体PETAさえ容認している(PETAのサイト内“Euthanasia: The Compassionate Option” http://www.peta.org/MC/factsheet_display.asp?ID=39)。殺処分を一切おこなわない「ノーキルシェルター」はアメリカでもあまり多くはない。

また、PETAの方針に対しては、当然批判的な人々もある(たとえば、代表者Ingrid Newkirkの辞任を要求するサイト <http://www.nokillnow.com/PETAIngridNewkirkResign.htm>もある)。この問題については別の機会に考えたい。

アメリカのシェルターでの安楽死の現状については地球生物会議(ALIVE)のサイトにレポートがある。

角恵美「アメリカからのレポート アニマル・シェルターのススメ(その1)～人とペットとのより良い関係のために～」 <http://www.alive-net.net/companion-animal/shelter/USAshelter-1.html>

(その2) <http://www.alive-net.net/companion-animal/shelter/USAshelter-2.html>

(6) 実に安易に安楽死を要請する飼い主がいることについて、ローリンはこう述べる。「人々は最も恐ろしい理由で動物が殺されることを望む。一腹の子犬たちは、子供たちが『誕生の奇跡』を目撃したがっただけだからもう必要ない。精神分析を受けてきたからもう『プードルのひとperson』ではなく代わりに『ドーベルマンのひと』が必要になった。引っ越すけれどペットを飼うスペースはない。パケーションに行くがペットホテル代は払いたくない、だってその代金で新しく別の犬が飼えるから。この動物は自分たちの色彩設計にもうマッチしない。この犬は吠える、粗相する、咬む、子供を追いかける、庭を掘り返す、年を取りすぎて自分たちとジョギングできない、など。実際のところ、安楽死はアメリカ合衆国におけるペットの死の最大の原因である。(Rollin 1996, p. 34)」

シントン州、カリフォルニア州、テキサス州にある10カ所の診療機関に所属する獣医師23人が、安楽死に関する研究に参加した。

結果（一部を抜粋、文章を改変してある。）

(1) 4週間中の外来および入院動物との接触の総数。

A. 1日あたりの動物との接触回数を数えてください（もし同じ動物を3回連続して診たら3回の接触と数える）。

B. 入院動物を診察した日を数えてください：5日の入院=5回の接触。

入院動物 2405

外来動物 5512

合計 7917

(2) 施行した安楽死の総数：140回 1.8%

10カ所の診療機関で安楽死率は0.03%から4.1%まで幅があった。

[中略]

(5) 治療のかわりに安楽死させることを飼い主と検討し、結局それを行わなかった回数を数えてください。以下のことを含めてください。

A. 緩和処置（腫瘍切除の手術など）：33

B. 飼い主の精神安定のための遅延（あまりに動揺していてこの時期に安楽死を考られない）：

15

C. 治療処置（足の骨の接合）：6

D. 飼い主が治療を断念（動物を家に連れ帰ったなど）：7

E. 飼い主がほかの場所で安楽死させるため動物を連れ帰った：2

合計：63

[中略]

安楽死の理由（ひとつを選んで印をつけてください）

1. 臨床的理由（内科的、外科的理由や年齢——動物の状態が人道的見地から安楽死を妥当とするものである）：106

2. 問題行動：5

3. 経済的理由（治療費が払えないか、出費したくないため）：12

4. 便宜的理由（引っ越し、住居が狭すぎる、飼い主の死去、希望しない動物であったこと）：11

5. 迷い込んだ動物（飼い主不明）である：4

6. 無記入：2

3. 問題の検討

3-1. 飼い主に生じる問題

先に分類した三種類の理由のうち本稿で検討するのは、(1) 長期的な安楽死、すなわち動物が高齢のため生の質が著しく低下した場合、および癌など不治の病の終末期にやはり生の質が著しく低下した時に、飼い主と獣医師とが長期的な話し合いの結果として安楽死の決定を下す場合と、(2) 緊急の安楽死、すなわち交通事故などによってある日突然、動物が致命的な重傷を負った場合に考慮される安楽死である(上のアメリカの調査では「臨床的理由」に該当する)。

いずれの場合も、安楽死の決定と、その後の「死なせる」という経験は、飼い主と獣医師の双方に精神的ストレスと苦痛を生じさせる。

(1) 長期的な安楽死の場合

動物の安楽死の場合も、人間の安楽死の場合とほぼ同じモデルが用いられる。しばしば挙げられるのはキューブラー＝ロス『死の瞬間』で示された段階である。このモデルに従えば、飼い主は突然に突きつけられた現実を受け入れられず、(1) 死を否認することから始まり、(2) 怒り、(3) 取り引き、(4) 抑うつ、の四つの段階を経たのち、最終的に、自分の飼っている動物の差し迫った死という現実を(5) 受容するにいたる。

長期的な安楽死の場合、飼い主は自分の飼っている動物が徐々に年を取り日々の生活に支障が出てきたことや、何らかの不調を抱えていることはうっすらと認識している。既に通院して治療を受けさせている場合も多いだろう。しかし、まだ死が現実のものであり不可避的なものだという事実に直面してはおらず、「今の医療は進んでいるからまだ大丈夫」「安楽死なんてうちには関係ないこと」「このまま案外もっと長生きするかもしれない」と楽観視している。したがって、長期的な安楽死が現実的な選択となるような場合、まず飼い主がしなくてはならないことは、現実逃避をやめ、重要な情報を集め、そして相談したい人がいるなら十分に時間をかけて相談し、自分の感情についてもよく反省し、そのうえで決定を下すことである。どれくらいの情報が必要なのか、一例としてピーターソンの獣医師への質問リストから一部を挙げておく (Peterson 1997, Chap. 13 “The Fine Art of Gathering Information”)

- 獣医師の業務内容について(夜間でも連絡がつくか、時間外の緊急連絡先はあるか、など)
- 病気について (病名、病気の原因、治療法はあるか、治療の副作用、苦痛、必要な期間、治癒率など)
- 検査について (目的、痛みを伴うか、リスク、検査しない場合との比較、費用など)
- 医療費について (現時点での診察費、今後の治療費一回あたり/全体、安楽死の費用、

支払い方法の相談)

- 自然死について（自然死の場合はどういう状態になるか、痛みを伴うか、薬で痛みを抑えられるか、どれだけのケアが必要か、安楽死させなければどれくらい生きられるか、など）
- 安楽死について（立ち会えるか、どんな手順か、使用薬品名、動物自身はどんな経験をするか、何が行われるか分かるのか、その瞬間に目を覚ましているか眠っているか、痛みを併うか、所要時間は、示す反応は、起きる身体の変化は、など）
- 自分の力について（どれくらいの時間をケアに使えるか、人生で他に責任を負っていることはないか、結婚生活や子供や仕事などにどんな影響を及ぼすか、他の家族や友人は助けてくれるか、他にストレスを抱えていないか、など）

長期的な安楽死の場合の飼い主の意思決定に関する特徴は、飼い主が決定に時間をかけることができるということである。何ヶ月～何年も動物が病んでいることが多いのだから、既に病名の告知も、可能な治療法の選択肢も、それぞれのメリットとデメリットについても、獣医師から十分な説明を受けているだろうし、家族の間で何度も話し合いがもたれていたりもするだろう。さらに、病状が進む中で、飼い主自身、今後のことについて考えたり、さらに進行し末期になったらどうすべきか、と考えたりもするだろう。実際に決定を下すには至らなくても、安楽死という選択について心の中でシミュレーションしたことのある人も少なくはないはずである。

他方、問題となるのは、飼い主のケアが長期にわたればわたるほど、飼い主自身の心理的、身体的負担が増すという点である。動物が衰弱して排泄のコントロールができなくなったり、食事に介助や特別な配慮が必要になったり、あるいは老齢により痴呆が進んで夜中に徘徊したり、といったことが続くと、飼い主自身の生活に影響を及ぼすようになってくる。また、治療が長期にわたると経済的負担もまた非常に大きく、入院や手術が続けば100万円単位の出費になる。

(2) 緊急的な安楽死の場合

緊急の安楽死の場合、動物は直前まで健康であり、たいていはまだ若く、原因となるアクシデントがなければまだ何年～数十年は生きられたであろうと思われる。したがって、飼い主は医師から診断結果を聞くまで死ぬとは思ってもいないことが多い。そして、通常、動物は激痛に苦しんでいるのだから、きわめて短い時間のうちに決定を下さなければならない。緊急時の場合は、飼い主自身が非常に動揺している時に決定をしなければならないという点が困難を生む。しかしながら、飼い主がやらねばならないことは基本的に長期的な安楽死と変わらない。事実を直視し、そして動物の苦痛と、可能な治療について情報を集めることである。ピーターソンの質問リストの一部を挙げておく (Peterson 1997, Chap. 11 “Emergency Euthanasia

Guideline”。

- 動物の診断と今後の容態について
- どんな選択肢があるか
- 治療法があるか
- もしあるなら、それで治る確率はどれくらいか
- 治療の間に動物はどれくらい苦しむか
- 治療が原因で死ぬ確率はあるか
- 費用はどれくらいか
- 動物の生の質の評価(常に痛みを感じていたり激痛があったりするか、自分で動けるか、自分で飲んだり食べたりできるか、歩けるか、飼い主と意志疎通したり自分の置かれた環境を楽しんだりできるか)
- 安楽死について(長期的安楽死とほぼ同一内容の質問)

長期的、緊急の場合いずれも必要な条件は、飼い主が事実を認識し、飼い主と獣医師が十分に話し合うこと、可能な場合はセカンドオピニオンを得ていることである。人間と同様、特に長期的な疾患の場合に診断や治療方針は医師によって異なりうる⁽⁷⁾。飼い主側の条件は、家族全員の賛同が得られていること、判断を下すにあたって十分な情報が得られていること、などである(Peterson 1997参照)。

3-2. 獣医師に生じる問題

ローリンは、安楽死を要請され動物を殺さなければならないことによって、獣医師たちにも心理的ストレスが生じることを指摘する(Rollin 1988, pp. 35-36)。たとえば、依頼を断れば、飼い主はその動物を捨ててしまうかもしれないし、自分の手で殺すかもしれない(do-it yourself “euthanasia”)。そういう可能性が予想される時、良心的な獣医師であればあるほど、自分の意志に反した安楽死を実施せねばならない場合も起きてくる。

そういったことだけでなく、獣医師や動物病院に勤務する人々の大半は、自分が傷つけたり殺したりしなければならない動物のことを、もっとも気にかけている人々なのである。ローリンの経験によれば、獣医師の75-80%が「動物のためにもっとよいことをしたいから獣医師になった」と考えているらしい。彼らは、理想と現実とのギャップにストレスを感じている。

(7) 個人的な経験であるが、20年以上飼った猫を安楽死させたというご夫婦に話を伺ったことがある。ご主人は「口に癌ができ、一度は安楽死を思いとどまったけれども、その後、病状が急激に悪化して血だらけになって死んだ。あんなことになるならもっと早く安楽死させてやればよかった。」と仰っていた。このような場合、獣医師によって判断が異なり、飼い主もまた違う判断を下したかもしれない。

4. どのような安楽死は道徳的に正当化されうるのか

4-1. ペットと人間との関係

そもそも、ペットと呼ばれる動物たちを、どのような存在者と見なすべきか、そしてペットはわたしたちとどのような関係にあるのだろうか。バーンバウムは「ペット」の四つの基準を挙げる（Barnbaum 1998、本稿では Varner 2002, pp. 452-454からの孫引き）。

1. 愛情基準: ペットが飼い主に対して必然的に愛情を感じるわけではないが、飼い主はペットに対して愛情をもつ。
2. 居住基準: われわれの世界で暮らさなければならぬのだから、多くのペットは「不自然な」生活を送っている。もし彼らが自然な生息環境に住んでいるのならペットではない。
3. 不連続基準: ペットはわれわれとは劇的に異なる生活を送っている。その違いは単なる量の違いではない——彼らは種が異なっている。わたしは自分のするのと同じことをすべて——哲学書を読んだり、映画に行ったり、レストランで食事をオーダーしたり——できるが、単に自分より小さく、毛皮があり、より短い寿命をもつだけ、というペットをもてないだろう。
4. 依存基準: わたしに依存し、自分の持続した存在に関心をもつ者がわたしの外部にいること。

4-2. レーガンの議論

次に、トム・レーガンの議論を見てみよう（Regan 1983, pp. 99-116）。レーガンによると、動物には長期的な未来の可能性（たとえば一冊の本を書くことなど）を把握する能力がないと仮定してみても、通時的な同一性をもっていると言うことはできる。予測不可能な発達がない限り、一匹の犬は明日も同じ犬であり、そして将来も同じように同じ犬であり続ける。この犬にとって、早すぎる死は、単に生きた有機体が生物学的に生きるのをやめるという意味だけでなく、特定の心理的特徴をもつ存在者が存在しなくなるという意味で、生命を短縮する。この意味で、たとえ動物が長期的な未来について考えることができなくても、死が彼らにとって不幸または危害であると言うことができる。「生きていたい」とか「死を避けたい」という選好を動物が持っていないとしても、死が彼らの福祉に反する場合、それは彼らにとって剥奪であり、損失なのである⁽⁸⁾。

しかしながら、次のような条件を満たしている場合、ある者の生命を終わらせることは安楽死と見なされる。

(8) 「死の悪さ badness of death」に関する哲学的議論は Fischer 1993 を参照されたい。

1. 最小限の苦痛で済む方法で殺されること。
2. 殺す者が「死は、殺される者の利益になる」と信じていること（この信念は真でなければならぬ）。
3. 殺す者が殺される者の生命を終わらせることが、殺される者の利益、善、福祉からなされること。

そして、動物が不治の苦しみを感じている状態にあるとき⁽⁹⁾、彼らは自分が今感じている痛みや苦しみを認識しているだろうし、可能な限り速やかにその苦しみを除去してほしいという欲求をもっているだろう。これは、自分の近い未来についての彼らがつ好である。このような場合、殺すか、彼らの意識を喪失させるかしなければ、現在と同じくらい将来の状況も痛みで満ちたものである。そして、心理的な同一性は保たれているのだから、彼らは現在もっているのと同じ欲求を将来ももち続けているだろう。このような状況で、上に挙げた三つの条件を満たして、この動物を殺すことは、おそらく明白に彼らの利益になるだろうと思われる。

だが、この種の安楽死は自発的安楽死とはいえない。また、動物は意識があり心理的同一性を保ち続けているのだから、遷延性植物状態の人に対する非自発的安楽死とも異なる。そこで、レーガンは「選好を尊重した安楽死 preference-respecting euthanasia」を安楽死の新しいカテゴリーとして提案する。不治の苦しみにある動物は、その苦しみが取り除かれることを選好している。苦しみが続く間ずっとこの選好は持たれ続ける。そして、彼らの意識がある限り、この苦しみが緩和されることはないのだから、わたしたちが彼らの最強の選好を尊重することができる唯一の方法は、意識ある個体としての彼らの生を終わらせることである。動物に「自分の死」という概念が理解できないとすれば、彼らは「死にたい」という欲求をもつことができない。ゆえにこのような条件のもとで動物を殺すときは「現在の、そしてこの先も続く苦しみがなくなる」という選好を尊重しているのである。

レーガンは、このタイプの安楽死はパターンリスティックではないと言う。人間が「殺すことが彼らにとって最善だから」と自分の意志を強制しているのではなく、動物自身の選好を考慮して死の決定がなされるからである⁽¹⁰⁾。

さて、バーンバウム主張をふまえると、生物として種の異なる動物たちを、自分の子供のように単純に考えることはできない。他方、レーガンは「選好を尊重した安楽死」について論じるとき、人間の幼児と同じように見ている。そして実際、動物だけでなく、快苦の感覚や意識はもつが「自分の死」という概念をもつことができない人間の乳幼児や老いが進んだ人たちもまた、レーガンの「選好を尊重した安楽死」の基準に当てはまるように思われる。したがっ

(9) レーガンは、猫白血病の末期のような場合を想定している。

(10) それに対して、野良猫や飼い主に望まれていないペットだからという理由で健康な動物を殺すことは「パターンリスティックな安楽死」として斥けられる。

て、わたしたちが動物たちの利害を考え、生死に関する判断を下すときは、種の違いを考慮しても、このような人々の代理決定の場合と同じように考えるのが適切のように思われる。

5. 結論

5-1. 安楽死の問題点

安楽死の決定において必要なことと障害となるものを、日本での場合に限定して考えよう。まず飼い主が動物の病気に対する正確な知識と、安楽死それ自体に対する正確な知識をもつことが必要だろう。病気に対して知識を得ようとしないまま、治療を面倒がったり費用を惜しんだりして安易に安楽死を要請する、病気のイメージ（たとえば猫エイズや白血病など伝染性の疾患）だけで安楽死を即決する、という飼い主も多い。あるいは、犬や猫が20年近く生きるという事実について十分に考えないまま安易に飼い始め、いざ彼らが年をとりはじめると「苦しんで死ぬのを見るのが耐えられない」「最後まで看取る自信がない」など、飼い主としての責任を全うしようとしなない人々も多い。

現在、インフォームド・コンセントに自覚的な獣医師は増えつつあり、動物病院やペットフードメーカーなどの飼い主に対する啓蒙活動も進んでいる。飼い主が知識を得る環境は整いつつあるのだから、自分の飼っている動物が治療困難あるいは不可能な病気であると診断されたなら、現実を直視し、どのような治療が可能か、それぞれのメリットとデメリット、他の治療法があるのではないか、費用、動物の負担、飼い主側の負担、後悔しないか、といった点について十分に獣医師と相談しながら熟慮し、必要なら他の獣医師にも相談しセカンドオピニオンを受けるべきであろう。

その上で、安楽死しか手段がなく、それが動物自身にとって最善であるという結論に至ったのなら、飼い主は安楽死を選択すべきだろう。

5-2. なぜ「より自然な死」を望ましいと思うのか

これまで挙げてきた条件を満たしている場合であるなら、安楽死を選択することは道徳的に正しいと言ってよいとわたしは考える。しかし、安楽死は「それ自体として望ましい行為」だと言えるだろうか。レーガンが述べるように、死は剥奪、損失であり、たとえ不治、終末期、高齢であろうとも、それ自体として悪であるように思われる。それにも関わらず、人為的に死をもたらすことをよいことと言えるだろうか。

適切に行われる安楽死が正当化可能なのは、「それ以外によりよい選択肢が存在しないから」「その他に残された選択肢はもっと悪いから」「何もせず死ぬにまかせる方が、より苦しめることになるだろうから」である。つまり、すべてが望ましくない選択肢という状況で、安楽死

が動物自身の苦しみを最小化することのできる最善の選択だからである。

とはいえ、不治、末期だからといって安楽死を選択したほうがよい、安楽死をするのが飼い主の義務だというわけではない。実際のところ、わたしは安楽死を望ましい死のあり方だとは思っていない。わたし自身、長期的な疾患の場合に安楽死を選択したことはないし、そしてこれからはしないだろうと思っている。たとえ動物であろうとも理性や感情をもつ存在者を自分の判断によって「死なせる」という経験はそれほど容易に受け入れられるものではない⁽¹¹⁾。また、本稿冒頭(注2)で指摘があるように、日本人は飼い主、獣医師共に安楽死には消極的である。それはなぜなのだろう。

ほぼすべての文献に「自然死が安楽死よりも楽に死ぬという思い込みは誤っている」と書かれている。確かにそれは正しいだろう。飼い主が「自然な死」に固執することは徒に苦しみを長引かせるだけという場合はあるはずである。しかし、理性では十分に理解していても、安楽死を選択することには躊躇する。この躊躇いや抵抗感について少し考えてみたい。

この「できるだけ自然な形で」という意識はなぜ生じるのだろうか。日本では、人の尊厳死の場合もやはり「過剰な医療を避け尊厳を持って自然な死を迎えさせることを出発点として論じられている概念である。⁽¹²⁾」といった表現がされる。わたし自身も「獣医学的に意味があるのなら可能な限りの治療を、しかし無意味な治療であるならおこなわず、延命よりも苦痛の緩和とQOLの向上を」と考えている。

バーンバウムの「居住基準」で述べられているように、人間はペットと呼ばれる動物たちから本来の生活環境を奪い、制約を加え、去勢・避妊手術によって繁殖をコントロールする。さらに、多くの動物種が人為的な品種改良によって身体に大きな変化を加えられる。こういった行為の代わりとして、人間は彼らに安全で快適で、そして野生よりも長い命をもたらす責任を負う。ゆえに、意味ある治療であるのなら人為的な治療をしつつ、しかし生死それ自体までもコントロールすることは控え「できるだけ自然な形で、その動物の寿命によって死に至る」ことを望む飼い主たちが多いのではないだろうか。

たとえ自然死であれ安楽死であれ、死のプロセスには本来何らかの苦しみが伴うものである。生きているものはやがて死ぬ。それならば、死の過程はそもそも生の中に本質的に含まれているということになる。そして、その苦しみを経験して死に至って初めて生を全うしたと云う

(11) 杉田2009の調査結果によれば、男性よりも女性の方がペットに愛着するという複数の報告があるらしい。さらに、ペットの死後に経験する悲嘆や死に対する不安の程度も、男性よりも女性の方が高い (p. 55)。それとは関係なく、安楽死それ自体に対する態度にも有意な性差があるらしい。「男性は安楽死に賛成する傾向があり、女性は安楽死に反対する傾向がある。しかも、男性は安楽死に対して明確な賛成意見を表す割合も多く、女性が明確な賛成意見を避け、迷いながらも反対する割合が多いのとは対照をなしている。」(p. 65)

(12) 平成20年(2008年)2月14日日本学術会議臨床医学委員会終末期医療分科会「対外報告 終末期医療のあり方について——亜急性型の終末期について——」www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t51-2.pdf

るのではないだろうか。

しかしながら、死の苦しみがあまりに過大である場合、あるいは緊急の安楽死のように交通事故など人為的に耐えがたい苦しみを引き起こされた場合などに、安楽死は道徳的に許容される処置なのではないのだろうか。もちろん、本来、死の決定は、人間の安楽死のように本人の自発的要請によるものであるべきだが、動物には意思を表明する手段がない以上、長年彼らと暮らし、彼らに対して愛情をもち、その利害を最もよく判断できると思われる飼い主が判断することが適切であろうし、むしろ無駄な苦しみを長引かせず安楽死を決断することが飼い主としての責任だと言いうる場合もあるだろう。

もちろん、どこまでが「自然な死の過程に含まれる苦しみ」でどこからが「過大な苦しみ」なのか、という問いが生じる。だが、これは当事者や彼らと関わる人々の価値観や個別の状況によって異なりうる、決定困難な問いである。それゆえに安楽死の問題は、人間であろうと動物であろうと、常に関わる人々を悩ませ続け、当事者の死後にも、残された者たちはそれが最善の決定だったのかと後悔し続けるものである。

現在、動物のホスピスケアの試みもある (Ross and Barton-Sorensen 2007, pp. 54-55) 長期的な疾患の場合は、こういった施設でのケアによって飼い主の精神的、身体的負担が軽くなることもあるのではないかと思われる。死ぬまで飼い主がケアを続けるかそれとも安楽死か、という二分法で考えることにこだわる必要はなくなるのかもしれない。しかし、それで問題が解消されるというわけでは当然なく、死の決定にまつわる問題は残り続ける。

文献

Fischer, John Martin (ed.) (1993) *The Metaphysics of Death*, Stanford University Press.

キャッチャー、A. H.、ベック、A. M. (編) (1983) 『コンパニオン・アニマル——人と動物のきずなを求めて』、コンパニオン・アニマル研究会訳、誠信書房、1994年。(Katcher, Aaron Hanori and Beck, Alan M. (eds.) *New Perspectives on Our Lives with Companion Animals*, University of Pennsylvania Press.)

Kay, William J., Cohen, Susan, P., Fudin, Carole, E., Kutscher, Austin, H., Nieburg, Herbert, A., Grey, Ross, E., Osman, Mohamed, M. (eds.) (1988) *Euthanasia of the Companion Animal——The Impact on Pet Owners, Veterinarians, and Society*, The Charles Press.

キューブラー＝ロス、エリザベス (1969) 『死ぬ瞬間 死とその過程について』、鈴木晶訳、中公文庫、2001年。(Kubler-Ross, Elisabeth, *On Death and Dying*)

Peterson, Linda, M. (1997) *Surviving the Heartbreak of Choosing Death for Your Pet——Your Personal Guide for Dealing with Pet Euthanasia*, GreenTree Publishing. (邦訳：リンダ・ピーターソン『あなたがペットの安楽死を決断するとき』、大田仁美訳、ジュリアン、2007年。ただし「1997年にアメリカで発行された原書をもとに、日本の現状を考慮し、加筆・修正したものです。」と但し書きにあるとおり、翻訳としてはかなり不正確である。)

Regan, Tom (1983) *The Case for Animal Rights*, University of California Press.

Rollin, Bernard, E. (1988) “Animal Euthanasia and Moral Stress”, in Kay, William J. et al, pp. 31-41.

——— (2006) *An introduction to Veterinary Medical Ethics——Theory and Cases*, Second Edition,

Blackwell Publishing. (邦訳:バーナード・ローリン『獣医倫理入門——理論と実践』、竹内和世・浜名克己訳、白揚社、2010年。)

Ross, Cheri, Barton and Barton-Sorensen, Jane (eds.) (2007) *Pet Ross and Human Emotion Second Edition——A guide to Recovery*, Routledge Publisher.

杉田陽出 (2009) 「不治の病にかかったペットは安楽死させるべきか? ——JGSS-2006のデータに見る日本人のペット安楽死観——」、日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集 [9]、53-72頁。

(jgss.daishodai.ac.jp/research/monographs/jgssm9/jgssm9_4.pdfで全文閲覧可)

Verner, Gary (2002) “Pets, Companion Animals, and Domesticated Partners”, in Benatar, David (ed.) *Ethics for Everyday*, McGraw-Hill Higher Education, pp. 450-475.